

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県本庄県土整備事務所

二 作業種類

公共測量 三級基準点測量（移転一点）

三 作業地域

児玉郡美里町大字小茂田地内

四 作業期間

令和五年十月十六日から令和六年二月二十九日まで